

2012年6月20日 全3頁

「銀行同盟」は機能するのか

金融調査部
菅野 泰夫

単一通貨「ユーロ」統合の教訓を活かさない欧州の金融監督統合

[要約]

- メキシコで開催された G20 主要 20 カ国・地域首脳会議は 19 日に閉幕した。今回の会議で採択された首脳宣言では、現在のギリシャやスペイン等に代表される欧州債務危機の信用不安の連鎖を断ち切る具体的な対策が挙げられている。そのひとつとして欧州域内での銀行監督、破たん処理、預金保険等の当局機能を一元化する“銀行同盟”の実現が提唱された。
- 但し、そもそもバーゼルⅢ等の金融規制を導入することにおいても各国の思惑が合わない状態で、今回の新たな統合への提唱には疑問を持たざるを得ない。各国の事情を無視して統合を優先することが上手くいかないのは、単一通貨「ユーロ」でも明らかであろう。バーゼル規制の導入過程から示唆されるように、金融監督統合を実現する道のりは決して容易ではないことが予想される。

G20 メキシコサミットで採決された“銀行同盟”

銀行同盟は新たな“銀行税”の仕組みの議論も内包

G20 主要 20 カ国・地域首脳会議は 19 日に閉幕した。今回の会議で採択された首脳宣言では、現在のギリシャやスペイン等に代表される欧州債務危機の信用不安の連鎖を断ち切る具体的な対策として欧州域内での銀行監督、破たん処理、預金保険等の当局機能を一元化する“銀行同盟”の実現を求めることとなった。所謂、預金保険料の統合的徴収ともとれる内容も明記されており、欧州版“銀行税”の導入にもつながるともいえる。過去の G20 でも統一的な預金保険の仕組みは議論された経緯があるが、健全な銀行を保有する国では負担が増加するために欧州域内での最終的な導入に行き着けるかは疑問が残る。

さらに、そもそも域内での監督当局の統合の前に、同一内容の金融規制を導入することも足並みが揃わない状況が続いている。リーマン・ショックを契機に議論され、来年から世界同時実施が謳われているバーゼル規制の強化にも不協和音が漂っている。6月11日にバーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）から発表された各国のバーゼル規制の進捗状況に関するレポート¹にも、苦言に近い形で進捗状況の遅れが指摘された。

金融当局の統合の前に規制収斂すら前途多難

今回の“銀行同盟”による監督当局の統合に関しても、そもそも各国の監督すべき制度の足並みが未だ揃わない状況では実現に疑問があると言っても過言では

¹ “Report to G20 Leaders on BaselIII implementation”、バーゼル銀行監督委員会、11 June 2012

バーゼル委からの金融規制統合への不満も多い

ない。この6月11日のバーゼル委のレポートをみても過去のG20で銀行規制の統合へコミットした内容に対する進捗への不満が垣間見れる。バーゼル委では、未だバーゼルIIや2.5すら実施していない国（図表1参照）に対する不満や、バーゼルIIIの規定作りに進捗が無い国を指摘しており、来年からの同時実施に関して焦りが感じとれる。また昨年、決定したG-SIFIs対象行のうち9行はバーゼル2.5すら取り入れていない米国が中心であるとのことだ。奇しくも金融危機の震源地である国の進捗が遅れているとは何とも皮肉な結果と捉えられるであろう。

図表1 バーゼル2.5の進捗状況

Status of Basel 2.5 adoption (as of end May 2012)		
Country	Basel 2.5	Next steps – Implementation plans
Argentina	1	On-going work to draft preliminary documents.
Australia	4	
Belgium	4	
Brazil	4	
Canada	4	
China	4	Basel 2.5 included in Basel II related guidelines and to be integrated into new capital regulation.
France	4	
Germany	4	
Hong Kong SAR	4	
India	4	
Indonesia	1	Securitisation exposures in Indonesia are currently insignificant and prospects remain highly subdued for any material issuance. At the moment, no bank has adopted an internal model-based approach for market risk under Basel II rules. Indonesia will consider implementing Basel 2.5 under a phased approach when domestic conditions permit. At this stage, Indonesia is currently reviewing elements of Basel 2.5.
Italy	4	
Japan	4	
Korea	4	
Luxembourg	4	
Mexico	1	Pillar 1 requirements will be implemented by the second half of 2012. Pillar 2 provisions are partially implemented. The remaining aspects will be implemented during 2012 and 2013, as well as the requirements under Pillar 3
The Netherlands	4	
Russia	1, 2	(1) Pillar 2 expected to be implemented not earlier than 2014. (2) Final regulation (revision to the simplified approach for market risk) expected shortly - regulation expected to be adopted in the second half of 2012.
Saudi Arabia	3	
Singapore	4	
South Africa	4	
Spain	4	
Sweden	4, 1	(4) Final rules for the Basel 2.5 agreement are in force, including liquidity management and remuneration. (1) The supplementary Pillar 2 guidance is, for the most part, applied in practice in the Pillar 2 supervision, however a new national ICAAP guideline is still under development.

バーゼル2.5の進捗状況(2012年3月時点)

1. ドラフト案がまだ発表になっていない
2. ドラフト案の発表
3. バーゼル2.5ルール決定
4. バーゼル2.5実施

Switzerland	4	
Turkey	1, 4	(1) On-going work to harmonise current regulation with Basel 2.5 rules - final regulation expected to be published in mid 2012. (4) Changes related to securitisation/resecuritisation positions taken into account in the Basel III context.
United Kingdom	4	
United States	1, 2	(2) Final market risk capital requirements which incorporate Basel 2.5, as well as restrictions on the use of credit ratings as set forth in the Dodd-Frank regulatory reform legislation approved by the Federal Reserve's Board of Governors on 7 June and expected to be finalised by the FDIC and OCC also in June 2012. (1) Other Basel 2.5 revisions are under development as part of the proposed Basel III rule currently expected to be issued for comment during Q2 2012.
European Union	4	Final date for full transposition by member states of the European directive implementing Basel 2.5: 31 December 2011.

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料より大和総研作成

金融規制のグランドデザイン統合にも懸念がある

もちろん今回のバーゼル委の不満の矛先は、米国やロシア、その他の新興国であり、一見、EUでの金融規制統合の進捗は順調な印象を受ける。ただし、過去のG20の議論の中でも金融危機の震源地として断固として規制強化に動いた米国・英国と、ドイツ、フランスといった大陸欧州勢との思惑の違いにより、何度も統一規制に関する足並みが揃わなかったことも記憶に新しい。实体经济への影響がよくわからないなかで、景気への懸念が大きい大陸欧州勢は、世界中で同時に金融規制を統合することへ懸念を示し、厳格な規制の枠組みは変えないもののその実施はゆっくりと行う妥協に落ち着いたのではないのか。また、今回の“厳格”な金融規制強化のグランドデザインの根幹は“これ以上、銀行救済の為に税金（公的資金）を使わない”ことにあったはずだが、昨今のスペイン経済の失速により、あっさりと使途自由な約10兆円もの資金を銀行に注入することを決めた。この対

G-SIFIsは“抜かすの刀”となるのか

応には新しい規制への背景とは相反する思想すら感じる。2014年から実施される国際的に活動する大手行への破綻処理を決めた、G-SIFIs規制に関しても“抜かすの刀”となる疑念を持たざるを得ない。無論、一般預金を預かっている銀行を救済しないという選択肢は難しいと思うが、同時に ECB からの政策金利の引き下げが無いなど、スペイン国民の失業対策にならない当局の対応では、ユーロ統合の効果が感じられないことも否めない。

統合における弊害“単一通貨「ユーロ」の教訓”

ユーロ危機は、ギリシャ人の“国民性”よりも、“統合”自体に問題がある

銀行同盟しかり、現段階では成長力が違う国での金融監督や規制の統合に関しては疑問が残る。その行方は、今回のギリシャ財政危機によって単一通貨「ユーロ」が崩壊の危機に直面したことから学びとれるともいえる。そもそも今回の欧州危機に関しては、ギリシャ人に対する誹謗中傷が絶えず、失敗の原因は公務員天国と揶揄されるギリシャ人にあるとの意見も多い。但し、失敗の本質は決してギリシャ人の“国民性”にあるのではなく、そもそも“統合”自体にあるともいえるのではないか。ドイツ主導の経済発展モデルであるユーロでは、通貨だけの統合が優先され、財政政策の統合がないために各国の思惑が異なる形で進んでしまったことは今回の欧州危機で露呈されたはずだ。

銀行同盟での監督当局等の統合の議論の前に、過去の規制統合や通貨統合での教訓を活かす必要があるだろう。そもそも各国の金融発展、財政状況や経済環境、とりわけ生産性、所得水準、国際競争力などをおざなりにした統合ありきの議論には首をかしげざるを得ない。銀行同盟に関する本格的な議論の前に、まずはバーゼルⅢ規制の統合にて、その成果や失敗の教訓を得た後でも遅くはないであろう。